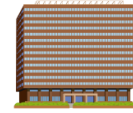


# 重心レセプト写しの送付方法等について

別紙

○原則、重度心身レセプト写しを送付する場合には、診療報酬レセプト等と封筒を分けて送付してください。  
※レセプト写し提出事務費手数料【郵送料(月額)503円】【レセプト写し作成料(1件につき)102円】を年1回、年度末の3月末日までに、市町村から国保連合会を通じてお支払いいたします。

＜レターパック等※＞  
国保連合会 御中  
( 重度心身レセプト写し在中 )



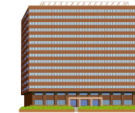
国保連合会

※追跡可能な郵送サービスで、且つ、郵便局が受け付けた翌日に配達される、簡易書留、レターパック、レターパックライト等により送付をお願いします。  
(令和3年10月の郵政法改正に伴い、普通郵便は受付日から翌々日以降の配達となり、土日祭は配達されません)

○同梱して送付する場合には、提出先ごとに書類を仕分け、内封筒に入れて、( 重度心身 ) ( 診療報酬レセプト ) ( 訪問看護 ) ( 介護報酬 ) ( 風しん ) ( 出産費 ) ( 特定健診 ) 等、内容を簡潔に記載し、レターパック等にまとめて入れます。  
レターパック等の宛名は国保連合会と記載して送付をお願いします。

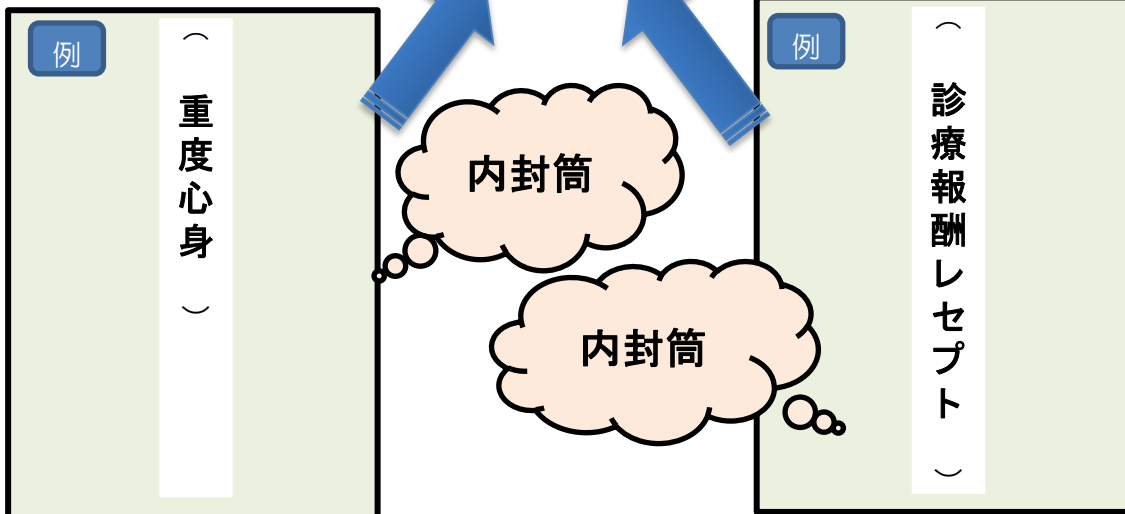
＜レターパック等※＞

〒400-8587  
甲府市 蓬沢 1-15-35  
山梨県自治会館内4階  
国保連合会 御中



国保連合会

※追跡可能な郵送サービスで、且つ、郵便局が受け付けた翌日に配達される、簡易書留、レターパック、レターパックライト等により送付願います。  
(令和3年10月の郵政法改正に伴い、普通郵便は受付日から翌々日以降の配達となり、土日祭は配達されません)



＞重度心身障害者レセプト写し提出締切日について

毎月 10日締切  
(10日が土日祝日に当たる場合でも、10日となります。)

※診療報酬等をオンライン請求する医療機関等において、データ送信後でなければ重度心身データを作成できない場合、10日消印を有効とさせていただきます。